

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 日米技術

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米技術委員会, 審議概要 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43733">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43733</a>

対米協議

( 付 属 )

琉球諸島における日本政府連絡  
事務所の所掌業務

(1953年5月21日在東京米国外務省)

1. 日本国民で琉球諸島に旅行するもの又は琉球諸島に一時滞在するものの身分証明書を発行し、更新し及びその有効期間を延長すること。
2. 外国人より日本への仮入国許可申請書を受領し、これを日本政府に送付すること及び入国許可書を日本政府から受領したときにこれを当該申請者に交付すること。  
日本の入国管理法令により必要とされている総証書又は証明書を申請者の渡航文書に添付すること。
3. 日本政府及び関係者に対し琉球諸島と日本との間の旅行に関する情報を提供すること。
4. 琉球諸島と日本との間の貿易を促進すること。ただし、市況、為替、関税管理及び一般に貿易関係資料に関する情報を蒐集しこれを交換することを含むものとする。

日本国民と琉球住民との間の商業上の接触を増進し及び両地域間の商取引を促進するより援助すること。

5. 琉球諸島と日本との間の、学生、国民指導者、文化及び教育の交換又は交流の計画を発展助長するより援助すること。

特に、他の地域に旅行する学生のための教育訓練施設を確保し、及びこれらの学生のために旅行及び宿泊に關し便宜供与するよう両地域間相互に援助すること。

6. 検疫及び衛生法規に關する資料、伝染病に關する情報並びに動植物及び人の衛生に關するその他の情報を蒐集し、琉球諸島と日本との間に交換すること。
7. 琉球諸島所在の合衆国行政機関と協調して日本籍船舶に対する役務に關し必要な措置をとること。琉球諸島に発着する日本籍航空機の場合にも必要とする類似の措置をとること。
8. 琉球諸島に一時的に滞在している日本国民の逮捕、拘置及び裁判に關し及び日本から積

送された物品の税関による押取又は留置に関する事項につき琉球諸島における合衆国行政機関と協議すること。

9. 次の各項に掲げる日本国民に対し責任ある措置をとり、合衆国行政機関から要求されたときにはその身柄と私有品を保管し及び身柄又は私有品を日本に送還するための手配をすること。

A 船員で海難にあい、解雇され、困窮し、若しくは窮乏しているもの又は旅行者

B 権限ある裁判所により又は合衆国行政機関の命により日本に退去又は送還を命ぜられたる者

0 琉球諸島において死亡した日本国民の遺骸及びその私有品

10. 左の事項に関し、必要な情報を集め、申請書及び資料を受理して日本政府に送付し及び手続きをとること。

A 元日本政府職員、元軍人軍属又は死亡した恩給受給者又は元軍人軍属の遺族として

受くべき恩給等の琉球諸島住民に対する支払。

B 日本政府に対する日本の郵便貯金勘定、銀行預金、証券その他明らかな債務に関する琉球住民の請求権の解決

11. 要求された場合には、出生、婚いん、死亡、教育機関の卒業、開業又は特殊技能の資格その他類似事項等の証明等身分及び資格に関する証明を適当な所からとりよせ及び証明を行うよう援助すること。

12. 琉球諸島において戦死した日本国民の遺骨及びその遺品の収集及び処理（日本への送還を含む。）のための公の計画を実施するようとりはからうこと。

13. 琉球諸島において事業を經營する日本の商社及び個人、並びに日本国民でこれらの商社及び個人に雇用されるものに対し日本の労働及び労働者災害補償関係法令の適用規定に関し助言すること。

111

マイブ指示	発信用	機務用	計
主 信	2	5	367
付			
属			

発送日	昭和39年5月18日
発信	マイブ 発 投 査

文書課 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 273 号 公 信 日 付 昭和39年5月18日

大臣	主管	局長 佐	起案 昭和39年5月15日
政務次官			
事務次官		参事官 田	
外務審議官			
官 房 長	主任 経務参事官 田		起案者 電話番号 224

アメリカ局長 田  
参事官 田  
北米課長 田

受信者 在本邦  
アメリカ合衆国大使館

発信者 外務省

切送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 (技術委員会設置に伴う連絡)  
事務の改善中  
至急はラニニ海軍部  
件、

(本文は別紙のとおり)

GA-2 18 74 外務省 回覧番号 10

(案)

口 上 書

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、1964年4月25日、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で交換された「琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する書簡」及び同日開催された第1回協議委員会において採択された琉球諸島に対する援助供与に関する日本国と合衆国との間の協力取極の実施手続」に言及し、次のとおり申述べる光榮を有する。

1. 日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助に関する技術委員会の権限は、前記交換公文及び実施手続の規定に基づき、

(1) 日本国政府が琉球諸島に対し供与する次年度の援助計画に関し、その援助項目及び

金額についての予備的検討

(ロ) 「了解覚書」を締結後必要と認められる個別覚書及び了解事項等の作成を含む日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に伴って生ずる問題を検討することである。

2. 日本国政府が供与する経済及び技術援助の運営及び実施に伴って生ずる問題に関する現地合衆国政府当局との所要連絡事務は、従来通常の外交ルートを通じて行われてきたが、<sup>(琉球諸島)</sup>今般~~沖縄~~技術委員会が設置され、同委員会の日、米、琉三者の代表が<sup>(琉球)</sup>決意されたので、日本国政府としては、これらの問題に関する<sup>(日本国政府)</sup>現地合衆国政府当局との所要連絡事務は、今般技術委員会の日本国政府代表を通じて行な

わせる所存であるので、その旨を現地合衆国政府当局に対し転達されるよう要請する。

寫

通商第473号

昭和39年5月18日

口 上 書

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、ノラムル年4月25日、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で交換された「琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する書簡」及び同日開催された第1回協議委員会において採択された「琉球諸島に対する援助供与に関する日本国と合衆国との間の協力取極の実施手続」に言及し、次のとおり申述べる光榮を有する。

1. 日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助に関する技術委員会の組織は、前記交換公文及び実施手続の規定に基づき、

(1) 日本国政府が琉球諸島に対し供与する次年度の援助計画に関し、その援助項目及び金額についての予備的検討

(2) 「了解覚書」を締結後必要と認められる個別覚書及び了解事項等の作成を含む日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に伴つて生ずる問題を検討する

ことである。

2. 日本国政府が供与する経済及び技術援助の運営及び実施に伴つて生ずる問題に関する現地合衆国政府当局との所要連絡事務は、従来通常の外交ルートを通じて行われてきたが、今般琉球諸島に技術委員会が設置され、同委員会の日、米、英三者の代表がそれぞれ決定されたので、日本国政府としては、これらの問題に関する日本国政府と現地合衆国政府当局との所要連絡事務は、今後技術委員会の日本国政府代表を通じて行なわせる所存であるので、その旨を現地合衆国政府当局に対し転達されるよう要請する。



Note Verbale

The Ministry of Foreign Affairs presents its compliments to the Embassy of the United States, and has the honour to state as follows, in reference to "the Exchange of Notes of April 25, 1964 between the Government of Japan and the United States of America relating to the establishment of the Consultative Committee and the Technical Committee concerning economic assistance to the Ryukyu Islands" and to "the procedures to implement the cooperative arrangement between Japan and the United States in providing assistance to the Ryukyu Islands" adopted at the initial meeting of the Consultative Committee on the same date.

1. In accordance with the foregoing exchange of Notes and the Implementing Procedure, the functions of the Technical Committee concerning the economic and technical assistance by the Government of Japan to the Ryukyu Islands are:

a) To make a preliminary review of project items and their respective costs of the program of assistance to be provided by the Government of Japan to the Ryukyu Islands for the ensuing fiscal year.

b) To consider, after the completion of a Memorandum of Understanding, problems arising incident to the administration and implementation of the economic and technical assistance provided by the Government of Japan to the Ryukyu Islands including, ~~the matters of~~ working-out of supplementary Memoranda and Understandings as may be deemed necessary therefor.

2. The liaison matters between the Government of Japan and the authorities of the Government of the United States concerning problems arising incident to the administration and implementation of the economic and technical assistance provided by the Government of Japan to the Ryukyu Islands have been hitherto dealt with through the regular diplomatic channels.

However, since the Technical Committee was established in the Ryukyu Islands, and the representatives of the Government of Japan, the authorities of the United States and the Government of the Ryukyu Islands to the Technical Committee were decided respectively, the Government of Japan intends <sup>hereafter</sup> to let the representative of the Government of Japan to the Technical Committee take care of the abovementioned liaison matters.

It is, therefore, requested that the Embassy would be good enough to transmit this intention to the authorities of the United States in the Ryukyu Islands.



Tokyo, May 27, 1964.

Dear Mr. Bruns;

I acknowledge the receipt of your letter of May 20, 1964 with the U.S. proposed technical assistance program (dispatch and reception) for JFY1964 and your letter of May 21, 1964 agreeing on the application of the ~~603~~<sup>JFY</sup>1963 understanding concerning dispatch of doctors to doctorless areas of the Ryukyu Islands to JFY1964, both of which have duly been transmitted to the Prime Minister's Office.

In this connection, it is earnestly desired that the initial meeting of the Technical Committee be held at the earliest possible opportunity so that, as is already mentioned in the Note Verbale (ASO No. 473) dated May 18, 1964, the representative of the Government of Japan to the Technical Committee may be able to deal with the sort of communications mentioned above, as is envisaged in the implementing procedures adopted at the initial meeting of the Consultative Committee.

Sincerely yours,

Tetsuo Ban  
Counsellor,  
Asian Affairs Bureau,  
Ministry of Foreign Affairs,  
Tokyo.

Mr. William H. Bruns,  
First Secretary,  
Embassy of the United States,  
Tokyo.

In reference to the Technical Committee, the Ministry of Foreign Affairs appreciates it if the Embassy of the United States would transmit the following confirmation to the Office of the High Commissioner, which is suspected to have some doubts thereon.

1. Establishment of the Technical Committee

The Technical Committee was established when the Notes were exchanged between Japan and the United States on April 25, 1964. Therefore, it can perform its functions from any practicable date of JFY 1964, not from JFY 1965.

2. Functions of the Technical Committee

The Technical Committee can perform any functions specified in the above-mentioned Notes and in the Implementing Procedures adopted at the initial meeting of the Consultative Committee. These functions are not those delegated from the Consultative Committee, since the two Committees are functionally independent.

3. Meeting of the Technical Committee

A meeting of the Technical Committee can be held at any time only at the request of its representatives of either the Government of Japan or of the authorities of the United States in the Ryukyu Islands. It is not necessary for meetings of the Technical Committee to wait the request of the Consultative Committee.

The Japanese representative of the Technical Committee will take care of the liaison business of the following matters (For example, in JFY 1964) after the completion of a Memorandum of Understanding. -Memorandum Concerning Items and Costs of

1. A) Memorandum concerning aid funds for the Ryukyu Islands  
Aid Projects of GOJ to the Ryukyu Islands
- B) Details for implementation of Memorandum concerning aid funds for the Ryukyu Islands
- C) Documents based on the above-mentioned Details for implementation
  - a) A program for implementation of a project (Form No. 1)
  - b) A notification of contract execution of a project (Form No. 2)
  - c) A report on progress of a project (Form No. 3)
  - d) A report on completion of a project (Form No. 4)
  - e) A receipt of aid fund of a project
2. Understanding concerning dispatch of doctors to the Ryukyu Islands
3. Understanding concerning acceptance of Ryukyuan tuberculosis patients in Japan
4. GOJ Implementing programs for the U.S. proposed technical assistance programs (Dispatch and Reception) for JFY 1964
5. Educational assistance programs for dispatch to the Ryukyus of:
  - a) Instructors for retraining Ryukyuan teachers
  - b) Teacher-consultants for teachers' seminar
  - c) Professors for lecture at the Ryukyu University

d)

- 2 -

- d) Instructors for courses of fishery and marine engine
- e) Specialists for maintenance of cultural property
6. An application for the transfer of articles to the Model Farms and a receipt thereof
7.
  - a) A delivery notice and a receipt of transferred articles to the Upper Air Meteorological observatories at Minami-Daito Jima and Ishigaki Jima
  - b) A report on loss or damage of transferred articles
  - c) A report on the conditions of articles used



アメリカ局長 若  
事務官 山  
北米課長 カ

南方班

フランス書記官の内話に因り  
(牛)

(39.6.15)  
\*北二

在京米大使館フランス一等書記官は本15日午後北米課長を来訪した。この際同書記官の内話のうち注目すべき点は次の通り。

1. 技術委員会について

1. 日本側の早期開催の希望に対し、國務省は一般に同意する旨回答に答へた。

2. 自分が先般訪米した際、高等弁務官と

GA-5

外務省

3132

できたり早期に開催すると言った点の件  
また、日本側には回答できると思ふ

ロ (日本政府の地球援助の実施等細目  
に因り、ハーパー・ワグネル氏に  
(之迄の大使館外務省のルートから)

術委員会に物議したとの当方の発言に  
対し) 自分もよく賛成であり、高等弁

務官に因りて異議なき事であった。  
模倣 (この指摘は、  
合が答へた  
二種の業務に  
引受られる  
態勢に  
なれば、  
順次  
移練  
すべき  
と思ふ)

2. 戦没者救恤について、藤田所長は、  
自分の訪米の際

高等弁務官から回答がなされたこと、  
本件は、すべしに國務省に転達して、  
回答できると思ふ。(フントン) (これ) (302)

この  
際、  
真に  
調査  
は、  
な  
ら  
ず、  
北米課長が訪米の際、國務省で本件  
を提起したものは大変結構である。

GA-6

外務省

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

沖縄後援に関する  
処理方針の確定について

拓

丙10  
南方班

北米課南方班  
昭和39年6月15日 (第14)

1. 在卸覇日本政府南方連絡事務所が米国民政府  
と連絡協議し得る権限としては、1953年5月21日付  
米側の上書に於て決定された所掌業務(13項目-別紙1参照)  
及び日本政府の沖縄後援に関し、1959年日米間  
で合意した「<sup>沖縄に対する経済</sup>技術協力に関する実施要領」に基  
き、米側より提示された技術援助の年間要請計画に  
対する日本側実施案の米側通報、1961年  
日琉間で締結された「<sup>沖縄模範農場の</sup>沖縄模範農場の援助に  
関する覚書」による物品譲与についての日米琉三者の

GA-6

外務省

3221

外 務 省

沖縄援助に関する処理方針の  
確定について

昭和39.6.15  
北米課南方班

1. 在那覇日本政府南方連絡事務所が米国民政府  
と連絡協議し得る権限としては、1953  
年5月21日付米側口上書によつて決定され  
た所掌業務(13項目-別紙1参照)及び日  
本政府の沖縄援助に関し、1959年日米間  
で合意した「沖縄に対する経済技術協力に関  
する実施要領」に基き、米側より提示された  
技術援助の年間要請計画に対する日本側実施  
案の米側通報、1961年日琉両政府機関の  
間で締結された「沖縄模範農場の援助に関す  
る覚書」による物品譲与についての日米琉三  
者の協議に止まっている。従つて、上記事項

外 務 省

以外の対米交渉の問題は、すべて外交ルートを通じて処理せざるを得なかつた。(また、現地米側当局の意向により、南方連絡事務所の所掌業務に規定する事項の問題までも事実上外交ルートを通じて処理せざるを得なかつた事例が少くなかつた。)

2. 日本政府の沖縄援助は、日米間の話合により1959年度以降統合的な計画として「経済技術協力」の名称の下に沖縄に対して各種援助を実施してきた。当初のわが方援助は、技術専門家の沖縄への派遣及び沖縄人の本土研修の技術援助に止まっていたが、1961年度以降模範農場、高層気象観測所及び本土—沖縄間のマイクロ回線の施設設置に必要な器材及び物品譲与の援助を行い、更に1962

外 務 省

年度以降琉球政府に対し財政援助としての援助金を供与するに至つた。従つて、日本政府が現在沖縄に供与している援助方式は(イ)技術援助(ロ)物品譲与及び(ハ)援助金の供与の3つの態様に分類される。なお、従来関係省に配分されていた日本政府の沖縄援助予算は、1963年度以降は総理府特連局に集中されるに至つた。

他方、沖縄援助に関し、日米両国政府間の基本的取極の「交換公文」及び同取極に基づく「実施要領」について、本年4月25日、日米間で合意が成立したので、当省としてはこの確立された日米間の合意に従つて援助を実施することが主要な課題である。

よつて、沖縄援助に関する当省としての所

外務省

掌業務は別表(2)及び(3)に示すとおり。

(1) 外務省は、援助予算編成上の手続としての協議委員会の運営及びその事務について責任を負う。

(2) 総理府特連局は、援助予算の成立後同予算の執行(すなわち、援助計画の項目及び金額に関する総括の「了解覚書」を締結後技術委員会を通じての援助の運営及び実施から生ずる問題について米側と協議する)について責任を負う。

ことを明確にすべきである。

外務省

日本政府の沖縄援助に関する日米間の調整手順

月	措置事項	備考
8月下旬~9月上旬	協議委員会開催	(1) 交換公文2(a)(b)検討 (2) 実施手続1 (1) 米国政府より次年度の日本政府の対沖縄援助要請計画(項目及金額を示す)の提示を受ける
9月中旬~9月下旬	協議委員会開催	(3) 実施手続2及び3 (1) 日本側より予備的な見地より希望する援助項目及び金額の一覧表を米側に提示
10月上旬~10月中旬	技術委員会開催	(2) 上記一覧表の計画について議長よりその概要の説明を受ける (1) 必要な現地調査を行なう。



外 務 省

10月下旬	技術委員会議長より各 援助項目についての積算 基礎資料の提示を受け る	実施手続4
11月上旬	大蔵省に対し概算要求	特連局作成
11月中旬	大蔵省の内示	特連局に対し
11月下旬～12月中旬	協議委員会を開催、日 本側援助計画案について て日米間の調整協議を 経て合意する。	実施手続5 (原案、特連局作成、 翻訳、説明は外務省)
12月20日頃	大蔵予算案決定	
12月28日頃	予算の閣議決定	
翌年1月中	米国政府に通報	交換公文2項(c) 政府間の合意
翌年3月中	予算の国会可決	
翌年4月	総括覚書の締結の申入 れ	実施手続6 特連局—琉球政府の 合意
"	援助金に関する覚書作 成申入れ	特連局—琉球政府
"	その他の技術援助に関 する覚書の作成及び申 入れ	日本国関係機関—琉球 政府

第1回技術委員会開催の開催要請に付

対米申入小の件 (交渉経緯の概況) 北条 (朝)

1. 総務特選司より、5月14日付公函をもち、

(1) 技術委員会設置に伴う事務取扱方法の改善及び

(2) 第1回技術委員会、第1期開催(5月中)方に関し対米申入

小の取扱い等。上記各点、(1)については、5月18日付

口上書<sup>経緯に付</sup>をもち、(2)については、(1)に付、5月14日

同日付の対米委員会の対米事務取扱に付、開催予定日及び

議題と別添入の<sup>付</sup>をもち、

2. 5月29日、技術委員会開催要請 藤田邦運所長より

同委員会開催要請の件、対米委員会の開催に付、本件

技術委員会開催の件、別添入の件、申入小。

3. 6月14日、フランス書記官仲尾より市任、高野に

電話の際、技術委員会開催の件、開催に付、

現地USCARに異存なし。本、前記1の口上書

申入小の件、新選定事務の改善に付、口上書

の旨を<sup>取扱いに</sup>別添入の件、

4. 6月25日、特選一課長から、

「藤田所長と本日電話連絡した。連絡は、

所長は、大田主席がWarnerの会に、技術委員

会の至急開催方を督促した。Warner

は、日本政府に対し、二葉は、意向に

いるが、いまは日本政府から回答がない。と

言っている。と言った。

二葉は、こんなことが、外務省で見当つかぬ、

と言った。

外務省では、不明である。

藤田所長も、USCARの件、確かならぬ、

と言った。

別  
件  
5

Initial Meeting of the Technical Committee

1. Date:

In the latter part of May 1964.

2. Agenda:

1) Early completion of the following proposed implementing arrangements for JFY 1964.

a) Memorandum concerning items and costs of aid projects of the Government of Japan to the Ryukyu Islands for JFY 1964

b) Memorandum concerning aid funds for the Ryukyu Islands for JFY 1964. ✓

c) Understanding concerning the dispatch of doctors to the Ryukyu Islands for JFY 1964.

✓ d) Understanding concerning acceptance of Ryukyuan tuberculosis patients in Japan for JFY 1964.

2) Speedy execution of aid funds for JFY 1963 and 1964.

3) <sup>Japanee review on the</sup> ~~Working~~ <sup>out</sup> of a recommended technical assistance program to the Ryukyu Islands for JFY 1964.

4) Method of efficient management of the Technical Committee.

秘 考

アメリカ局長 出

参事官 出

北米課長 出

村中 龍 閣僚に閣内閣外関係  
の早期閣僚について

(昭和39. 6. 25)  
北米課

総務長官より外務大臣あての別添公文信  
にもかんがみ、6月25日松村より、外務大  
臣、総務長官も、本委員会早期閣僚に強  
い関心を抱いている次第もあり、早急に米側  
回答を期待する旨、在米大使館 Burns 書記官  
に申し入れた。

フランスは、國務省より通報および自分の  
神出鬼没の降参の印象より、ワシントン  
琉球にも米側当局は、本件早期閣僚に要存  
はたしての認識をされたので、日取りおよび裁  
に閣内閣外関係も、閣内閣外関係されること  
期待している旨答えた。 おて、当方より、

GA-5

外務省 3424

hearsay に基づく不確実な情報で懸念が  
民政当局が、本委員会閣僚に閣内閣外  
日本側案に 南 clarification をおたに  
かわらず、日本政府からの回答が 南 ため  
閣僚が 南 話があるか、何か  
心算があるかと訊したところ、先方は、全く  
心算がない(1)自分の印象では民政 南  
何ら問題がないと答えたことは前述のと  
おりである、(2)念のため、早速、本日午後  
でも、民政に對し、電話又は電報により  
照会すべし、と答えた。

当方より、前記の情報は不確実なもので  
あるが、何れも不都合ありと旨をねじ念  
を押しておいた。

GA-6

外務省



沖繩援助に関する技術委員会  
第1回会合等に関する6月  
30日在京米大使館フランス  
書記官との会談要旨

昭和39.6.30  
アメリカ局北米課

技術委員会の第1回会議の早期開催方に関するわが方の提案に関し、6月29日在京米大使館フランス書記官より、米側見解を通報したい旨の連絡があつたので、6月30日同書記官の来訪を求め、米側見解を聴取した(会談出席者、フランス書記官、枝村北米課長代理、上村調査官、潮事務官)。その要旨は下記のとおり。

記

1. 技術委員会の議題案及び開催時期

フランス書記官よりわが方に対し、技術委員会の設置及びその運営は、交換公文及び援助供与に関する「実施手続」に基づいて規定せられておるので、米側は、同委員会を援助実施の協議機関として考えているが、日本側は、同委員会の機能について広義に解しているやに見受け

られる。日本側提案の議題(a) Memorandum concerning items and costs of aid projects of the Government of Japan to the Ryukyu Islands for 1964 値、日本政府の援助供与に関する基本的覚書であるから、技術委員会において議題として、本問題を取り上げることには適当でなく、従来どおり外交ルートを通じて話し合われるべきである。(b) Memorandum concerning aid funds for the Ryukyu Islands for FY 1964 の議題についても同様である。

(米側は、上記わが方議題案/(a)及び(b)項の覚書は、「実施手続」第4項の Memorandum of Understanding の範ちゆうに属する取極めと考えており、その提案及び合意をみるまでの必要な協議はすべて外交ルートを通じて処理されるべきであるとの見解を持している。ただし、大枠が設定された後の細部についての交渉は、南連所長とUSOARの間で行なつてもよい。)

同書記官は、米側提案の議題は別添/のとおりであると述べて、(1)日本側提案にかかる

議題1の(a)及び(b)を削除して、(c)及び(d)の了解事項(医師派遣及び琉球人肺結核患者の受入れに関する了解事項)を議題1とする。(2)日本側提案の議題2-「1963年度及び1964年度援助金執行事業の促進及び検討」に関しては、64年度の援助金による事業計画は未だ執行されていない現状にかんがみ、「1963年度の日本政府の援助計画の実施状況についての検討」とあらためる。(3)議題3は、「1964年度の技術援助に関する米側要請計画に関する協議」とする(若干の字句の相異を除き、わが方提案と同じ。)(4)議題4は、「余剰の技術委員会の運営方法に関する協議」とする(わが方提案と同じであるが、その内容としては、事務局の設置、随員、オブザーバー及び専門家<sup>2</sup>参加、小委員会の設置、議題の通報、その他開催手続、議長による会議の内容の新聞発表等、委員会の手続規則のごときものの検討を考えている由。)(5)議題5として、「支出援助金よりも下廻つ

た契約価額により生じた余剰金の使途」を加える(米側よりの新規提案)等と説明した。

沖縄の米当局は、以上の米側提案の議題に関し、日本側の同意の回答があれば、回答接到後10日以内に技術委員会を開催する用意があると述べた。

## 2 援助に関する基本覚書の問題

(1) これに対しわが方より、わが方議題案1(a)及び(b)に基本的覚書を挙げたのは、その覚書案の内容作成を技術委員会で行なうという意図ではなく、本覚書締結の促進方法について討議するものであると、外務省としては了解していたと述べたところ、同書記官は、米側としては、Memorandum concerning items and costs を締結することには原則として異存はなく、後述のとおり、本日すでに日本提案に対する回答を差し上げられる状態になっているが、沖縄の米当局には Memorandum concerning aid funds があれば、items and costs の方は必ずしも必要ないのではないかと考

えている旨を述べたので、わが方より、本取極めはフランス書記官の前任者サタリン書記官よりの示唆によるものであり、また日本側としても、沖縄援助に関する国会等の説明上便宜であると考えていた次第であるが、米側においてその取極が必要でないとするならば、将来の問題として、日本側としてもその必要につきあらためて検討してもよいと答えた。

- (2) さらに同書記官より、さきにわが方より米側に申入れた1964年度の本件取極めに関する日本側覚書案の本文については、米側は同意する(ただし、Government of the Ryukyu Islands の g は、大文字に修正したい。)ものであるが、同覚書案の付表Ⅲの、日本政府が南方同胞援護会に補助金を交付して、同援護会が琉球に対して行なう援助計画のうち、Assistance to the War Bereaved Families --

1,593,000円の援助項目が、同表より脱漏しているやに見受けられるので、チェックし

て貰いたい。

なお、日本側から、琉球諸島に対し供与している援助計画の全般について考えるならば、(1)同胞援護会が日本政府の補助金により、本土において援助実施予定の「沖縄学生の寄宿舎建設費」等を含む数項目を、同表に含ませるべきではないか、また(2)同援護会が政府資金によらず寄付金によつて、沖縄に対して援助を供与している計画についても、同表にもなんらかの方法で記載すべきではないかと述べたので、わが方より、来年度以降の問題として総理府とも協議の上返事すべしと答えた。

- (3) さらに同書記官より、高等弁務官側は、上記の項目及び金額に関する覚書案に、為替相場変動に伴う公定レート(360円対1ドル)との差損金について、日本政府がその差額損失に対し、補償の措置をとるものとする旨の規定を設けることを提案したいと述べたので、わが方より、日本政府の援助金はすべて円資金をもつて供与する建前となつていたので、



上記米側提案には絶対応じ難い旨はつきり回答した。

### 3. 技術委員会の性格

さきに南連事務所長より、米民政府に対し提議起された技術委員会の性格等に関する了解確認の要求に対し、同書記官は、米側見解として、

(1) 技術委員会は、交換公文の署名を了した4月25日に設置されたと考えるべきか、また同委員会の日、米、琉三者の代表が指名されるに至った5月13日をもつて発足したものと考えるべきか、という時期の問題はともかく、米側は、技術委員会はすでに設置されたもの<sup>と</sup>考えている。

(2) 同委員会は、協議委員会に付属した機関ではないが、交換公文及び「実施手続」に規定せられたところに従い、協議、技術両委員会は、互いに他の委員会の討議した事項に関し、*action* をとることありうる。しかし、いずれの委員会も、他の委員会による先議を条件とすることはない。

(3) 技術委員会の会合は、日本政府または高等弁務官いずれかの要請により、随時開催しうる。実際には、開催を要求する権利は、日米両国の技術委員会に対する代表によつて行使しうる、と述べた。

### 4. 書類の送達手続

米側は、書類送達に関する5月18日付外務省口上書中の日本側提案については、所要の連絡を技術委員会の日本側代表を通じて行なうことは原則的に異存がないが、同提案に対する米側見解は、追つて大使館口上書の形式をもつて日本側に回答すべしと述べた。

(その後、電話により確かめたところ、米側回答の要旨は、(1)援助に関する基本的な覚書は、*memorandum of items and costs* を含め、技術委員会を通ずることは適当でなく、従来どおり、外交チャンネルを通じて処理する。(2)その他の*supplementary memoranda* を技術委員会を通じて処理することは差支えない。(3)援助の細目についての連絡は、日本政府の技術委員会代

表の appropriate function を構成するものと認める。しかし、このことは、援助以外の事項は、しかるべき政府間チャンネルを通じて処理すべきであるとの立場を変更するものでない、というものの由である。)

5. その他

会談終了に先立ちフランス書記官より、雑談的に、特に最近2ヵ月間大使館はもとより、おそらくは外務省の了解もないまま、新聞に対し、沖縄、小笠原関係事項が漏洩する例が非常に多かつた。その他特達局が、日本政府の「第2の窓口」と化している感が強い事態は是正されたい旨述べた。これに対し当方よりは、かかる事態は、かねてから是正に努めているところであり、今後も努力するが、要は、外交チャンネルを通じれば、問題が迅速、かつ、正確に解決しうるとの信頼感を作り出すことが大切であるので、その点貴方の協力を期待する等と答えておいた。

別添 /

DRAFT

REVISED AGENDA FOR FIRST MEETING OF  
TECHNICAL COMMITTEE

Item 1.

Early completion of the following proposed implementing arrangements for JFY 1964:

- A) Understanding concerning dispatch of doctors in JFY 1964.
- B) Understanding concerning the acceptance of Ryukyuan tuberculosis patients in Japan, JFY 1964.

Item 2.

Review of status of Government of Japan assistance program for JFY 1963.

Item 3.

Discussion of technical assistance program for JFY 1964 recommended by HIGOM.

Item 4.

Method of efficient management of Technical Committee

Item 5.

Means of utilizing funds saved as result of reduction in contact prices below budgeted project funds.

南洋班 7/1

秘 封

アメリカ局長 *[Signature]*

参事官 *[Signature]*

北米課長 *[Signature]*

沖繩援助内閣技術委員会の開催

(昭和 29. 7. 1)  
北米課

6月30日在京米大使館 プランス書記官が  
来訪し、技術委員会年1回会合の議題に関  
する米側対策を提示し、日本側が同意を  
受諾する場合、米側としては、10日以内に  
技術委員会を開催する用意がある旨申し  
越した次第は、別添合談録のとおりであるが、  
同日午後、吉井特選3課長に對し、米側  
議題案を伝達したことは、翌7月1日薄課長  
より、特選局に対して、米側議題案を受諾  
するに異議ない旨申し越した。

よ、アメリカ局長の御了解を得た上、  
同7月1日、松村より、フランス書記官に對し、  
(1)日本政府は、米側議題案を受諾する、

GA-5

外務省

3576

29. 7. 2  
島花村

(2) 会合の日取りとして、7月7、8および9  
日の3日をお希望する、(3) 年1回会合  
開催に際して新聞発表の旨に關し、米側  
見解を承知した旨、旨申し越した。  
これに對し、フランスより(1)7日付け 3. 4  
両日が米側の休日はあることと分るが、  
も早いのでは、沖繩には、8月19日と連絡し  
た。 (2) 新聞発表については、日取りにつ  
合意成立の次第、議題を合意発表するに  
て提案した旨、旨申し越した。 (東京およびナグノルに同時  
越したので、了承したことは、7月1日中に  
沖繩向け電報を打つておいた。

GA-6

外務省

沖縄援助に関する技術委員会  
開催の件 (2/2)

昭和39. 7. 2  
アメリカ局北米課

1. 沖縄援助に関する日米間の交換公文が4月25日締結されるや、協議委員会は同日直ちに開催されたが、技術委員会もなるべく早期に開催したいとのわが方希望を南連所長よりしばしば民政府に申し入れ、第1回会合の議題案も提示しておいた。

その間外務省においても、側面から援助する趣旨で、在京米大使館に早期開催方申し入れていた。

しかし、高等弁務官の一時帰国、米國代表の転任、琉球側代表(副主席)の辞表提出、等の事情もあつて、米側よりは一方向に反応がなかつた。

2. 6月25日総務長官より、文書により、技術委員会の早期開催方、外務省より正式に申し入れありたいとの依頼あり、直ちに大使館に申し入れた。

大平大臣訪米の途次、沖縄弁務官との会談資料

3. 6月30日フランス書記官が沖縄と連絡の結果をもつて来訪し、技術委員会の議題についての米側の対案について説明し、もし米側対案に日本側が同意すれば、同意があつた日から10日以内に、技術委員会を開催する用意があると述べた。

4. 6月30日前記米大使館との会談及び米側提案を特連局に説明、同局で検討方を依頼しておいたところ、7月1日同意の旨回答があつたので、同日米大使館に対し、わが方は、米側案に同意の旨伝えるとともに、7月8日または9日に第1回会合を開催したい旨申し入れた。

5. 目下、大使館が民政府側と連絡中であり、近日中に回答がある筈であるので、技術委員会の早期開催の見通しは明るくなつた。

No. 47

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of Japan and has the honor to refer to the latter's Note Verbale No. 473 of May 18, 1964 concerning certain aspects of economic and technical assistance to the Ryukyu Islands.

The Embassy is pleased to state that the understandings expressed in paragraph 1 of the Ministry's Note under reference appear to conform in substance to the terms of reference of the Technical Committee as expressed in the Exchange of Notes of April 25, 1964 and the Procedures document, and that these understandings generally coincide with the understandings of the Government of the United States of America.

The Government of the United States of America, however, regards the reference contained in paragraph 1 b) of the Ministry's Note concerning "working out of supplementary memoranda and understandings as may be

deemed

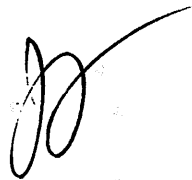
Embassy of the United States of America,

Tokyo, July 10, 1964.

-2-

deemed necessary therefor" as limited to matters in which the Technical Committee itself by its terms of reference has the competence to discuss and decide. Also, with respect to the intention of the Government of Japan to let its representative to the Technical Committee take care of "liaison matters", as stated in paragraph 2 of the Ministry's Note under reference, the Government of the United States of America concurs that this constitutes an appropriate function of the Japanese Government's representative to the Technical Committee, but believes that this added function does not imply a change in the accepted channels for inter-governmental relations concerning matters outside the scope of the cooperative economic aid agreement.

The Embassy avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.



deemed necessary therefor" as limited to matters in which the Technical Committee itself by its terms of reference has the competence to discuss and decide. Also, with respect to the intention of the Government of Japan to let its representative to the Technical Committee take care of "liaison matters", as stated in paragraph 2 of the Ministry's Note under reference, the Government of the United States of America concurs that this constitutes an appropriate function of the Japanese Government's representative to the Technical Committee, but believes that this added function does not imply a change in the accepted channels for inter-governmental relations concerning matters outside the scope of the cooperative economic aid agreement.

The Embassy avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.

No. 47

The Embassy of the United States compliments to the Ministry of Foreign Affairs the honor to refer to the latter's Note Verbal concerning certain aspects of economic relations between the United States and the Ryukyu Islands.

The Embassy is pleased to state that in paragraph 1 of the Ministry's Note under reference in substance to the terms of reference expressed in the Exchange of Notes of Airmail document, and that these understandings of the Government of the United States of America and the Government of the United States of America reference contained in paragraph 1 b) of

"working out of supplementary memoranda and understandings as may be

deemed

Embassy of the United States of America,

Tokyo, July 10, 1964.

大田 次官		要処理要連絡 要研究至急	
在東京アメリカ国大使館		長 齋藤 吉田 田 受信	
外務省 参事官 北米課長		有馬 渡辺 川	
公信日付 昭和 39.7.10		公信番号 No 47	
受付印 39.7.10			

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

秘

南米課長

7月23日フランス書記官との  
電話連絡の要旨

昭和39.7.23  
北米課

7月23日 当方との合談の際 フランスより  
要請があった中村 文部院紋員の総理との  
合談の事案の有無確認の件に関する回答が  
ワトソン 新高等事務官招待 大臣書會合関係  
の打合せを兼ねて、植村より、フランス書記  
官に対し電話連絡したと云ふ。要旨は以下の通り。

1. 沖縄援助関係書類送達方法について  
先方より、沖縄からの連絡に代り、薄課  
長が技術委員会の上、(1) 本件は関係  
外務省、米大使館間の上書 ~~関係~~ に関  
連して、何か書類も提出された由であるが、

本行爲、技術委員会(文部省)から、  
植村氏(文部省)に  
行方不明

いかたる書類が、<sup>また</sup> ~~提出された~~ (2) 先の際  
同課長より、二の上書のほか、外務省、  
大使館間には何か口頭による約束がある  
旨述べられた由であるが、この約束とは何  
を指すのか、承知したいと述べた。当方よ  
り、<sup>(1)</sup> 提出された書類とは、日本側が、  
技術委員会の手配を通じて処理し得る  
と考える書類すなわち、具体的には、基本  
的の覚書二本を除く本二の援助関係の  
書類のリストである、(2) 口頭の約束とは、  
薄課長出張に先立ち、小官が貴官の上  
書中の「技術委員会<sup>(事項に関し)</sup>の<sup>範囲内</sup>の<sup>補足的</sup>  
書類」として何を目指すと質問したと云ふ。貴官  
より、基本覚書二本以外の援助関係



書類を指すところ解する旨答えられたこと  
を指すところであること答えた。

先方より、当時、自分限りの考えで答えた  
ことであるが、現在は、基本覚書又本

ほか、Details of Implementation も外務省に  
を通じるべきであるというのが USCAR の見

解であると承知していると述べたので、然るに、  
これ以外のことは技術委員会から USCAR の意向で

ことには了解が反問したところ、自分の了解  
は是れとありであるが、さらに USCAR の意向を

確認の上回答すると答えた。  
(Continued)

2. Items and Costs 覚書について

先方より、6月30日の発言と合議の

結果では、USCAR も government of Ryukyu

技術委員会から USCAR の意向で

の9. 最大文字とすることのほか、付表に  
つき若干の問題点はあるが、これを指摘

越したことは、friendly advice であり、serious  
objection ではないことであることを述べたこと

了解するが、その通りか、知後の発言と合  
議では、本覚書の要旨につき米側にお

いて、なお疑義があるようにも感じられたが  
で、覚書を上書により正式に送達する

前に念のためお伺いする次第であると  
訊した。

先方は、ファイルをチェックした上、付表  
から数項目が脱漏していることを指摘

したことは、意見のとおりに serious objection  
ではない、USCAR も大使館から日本側にお

質した上、付表の正確さを確認すれば、大使館限りで承認してよいと9

知後) 2とあり、<sup>知後)</sup> 貴官等の説明により、脱漏の理由が判明していること、自分としては

異議がない、正式に送達越されて差し支えないと答えた。(なお、河内延

の要領に関する条項については、いずれからも言及しなかった)

3. <sup>教員)</sup> 指導員派遣について

貴方より、本件関係書類は、本来技術

委員会(ヤネル)を通じて送るべきかと考えるが、書類送達問題の解決には、なお時日を

要する模様であり、本件処理は急を要するので、7月21日の合談の際協議したとおり

先般 貴官参考資料にお渡ししたコピーを基にして、本件処理を回すこととした。

と述べたことは、先方も、これを了承し、7月21日申し上げたとあり、その沖繩に

送付済みであること、これに対し急用答えるよう USCAR 西29 電報に1紙

書き加えることとする旨約した。